

第3章 目標と具体的方針

Ⅰ 目標と具体的方針

(1) 障がい者施策の総合的推進体制の充実

ア 総合的な推進体制の確立

①庁内体制の整備

保健福祉課が中心となり、各関係課と連携し、総合的な障がい者保健福祉対策の推進に努めます。

②関係機関との連携、まちづくり

障がい者が地域で日常生活や社会生活を営む共生社会を実現するためには、関係機関が一体となった支援が必要です。

障がい福祉サービス事業者や関係施設及び法人、社会福祉協議会、障がい者団体をはじめ、行政機関等との連携を今後も強化し、障がい者の地域での生活を支援するまちづくりを進めます。

③ライフサイクルに対応した体制整備

福祉、保健、教育の協働により、ライフサイクルに応じた専門的かつ個別の連携・推進体制の整備を図り、各期における課題の解決に努めます。

【各ライフサイクルに対応する主な連携・推進体制】

	乳幼児期	学齢期	青・壮年期	高齢期
名寄地域子ども発達支援推進連絡協議会	○			
美深町特別支援連携協議会	○	○		
美深町障がい者自立支援協議会	○	○	○	○
名寄地域障害者雇用連絡会議			○	
美深町地域ケア会議（障がい）	○	○	○	○
美深町地域ケア会議（介護）				○

イ 理解と交流の拡大

①町民への普及啓発

ノーマライゼーション理念の普及に努めるとともに、福祉教育の機会の充実や「障がい」に関する理解・認識及び障がい者施策の考え方について広く普及啓発を図り、日常的なふれあいや交流を通じて、差別や偏見といった「心のバリア」を解きほぐすように努めます。

障がい者（児）が地域で安心して生活できるよう、必要な条件整備について関係機関・団体、事業所にも普及啓発を行います。

②不適當用語の是正

障がい者（児）に対する差別・偏見を助長する言葉や、不適切な表現が使用されないよう、普及啓発に努めます。

③障がい者との交流機会の拡大

地域社会への参加という考えに立ち、福祉関係のイベントだけでなく、さまざまなイベント等にも障がい者（児）が日常的に参加できるよう、条件整備に努めます。

ウ 障がいを理由とする差別の解消の推進

相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するためには、日常生活や社会生活における障がい者（児）に対する社会的障壁を取り除くことが重要です。

令和3年5月に障害者差別解消法（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律）が改正され、事業者による障害のある人への合理的配慮の提供が義務と定められており、町内事業者への周知を徹底します。

保健福祉課を窓口として、個々の相談に応じて場面や状況に柔軟に対応し、普及啓発に努めます。

エ 地域福祉活動の促進と機能強化

①ボランティア活動の促進

ボランティア活動については、これまでも各自治会や学校、あるいは独自の団体等において組織され活動が実践されてきており、平成8年度には「美深町ボランティアセンター」が設置され、ボランティア活動の普及が推進されています。しかし、活動の担い手の登録はあるものの受け手の登録が少なく、今後もボランティア活動に関する普及啓発とともに、ボランティアに関心のある人材の発掘に努めます。

さらに、ボランティア活動がより地域に根ざしたものとなるよう、社会福祉協議会・ボランティアセンターを通じ、その自主性・主体性を尊重しながら引き続き必要な支援を行います。

②社会福祉協議会への支援

ふれあい広場の実施等、地域福祉活動推進の中心である社会福祉法人美深町社会福祉協議会に対し、組織強化や活動の充実・活性化のための必要な支援を行い、共同して地域福祉の推進に取り組みます。

③民生委員児童委員、各相談員活動の充実

地域における身近な相談者として、民生委員・児童委員(町福祉委員)、障がい者相談員活動のPRを図り、活動や研修機会の充実に努めます。

④障がい者（児）関係団体の活動奨励・支援

現在本町では「美深町手をつなぐ親の会」、「美深福社会協力会」、「美深高等養護学校協力会」といった会が組織され、交流活動や協力活動等を推進していますが、コロナ禍では、活動範囲が限られていました。今後は、コロナ禍以前の活動に戻せるよう、これらの活動について理解を深め、必要な支援を行います。

障がい者支援施設の入所者や長期入院患者の地域生活への移行が進む中で、社会参加への支援が求められています。また、人手不足解消を考える農業分野と就労の場の確保を考える福祉分野が連携する「農福連携」の取り組みも進められてきました。

障がい者（児）の地域移行、就労定着に必要な活動について関係団体及び関係者と協議、連携し支援を行います。

⑤高等養護学校への期待と支援

北海道立美深高等養護学校は特別支援学校として、地域に根ざした「開かれた学校」を目指しています。地域サークルとのイベントの共催や、生徒が作成したマスク等を地域の福祉施設に寄贈するなど、創意工夫のある教育活動により地域とのつながりが図られています。

今後も美深町の自然環境や社会教育施設の活用はもとより、共に美深町に暮らす人々との交流をはじめ、地域の教育力を有効に活用した教育実践に期待し、美深高等養護学校協力会と連携を図りながら、活動を支援します。

共に暮らす生徒たちの学習や体験に対して地域をあげて期待し、支援するまちづくりを引き続き推進します。

また、卒業後に希望に応じて本町で生活をおくるためのグループホームなどの生活基盤や、必要なサービス提供体制などの環境整備を進めます。

⑥関係社会福祉法人への期待と支援

本町においては、社会福祉法人美深福祉会による就労継続支援B型事業、生活介護事業、共同生活援助事業（グループホーム）、施設入所事業、短期入所事業、相談支援事業が運営されています。

美深町社会福祉協議会においても、障害者総合支援法に基づく居宅介護事業（ホームヘルプサービス）が実施され、令和元年度からは名寄市にある社会福祉法人陽だまりの会が就労継続支援B型事業所として「びふか陽だまり」の運営を開始しており、各事業所の協力のもと、障がい福祉サービスが提供されています。

町の各種イベントをはじめ地域住民との日常的な交流も行われ、地域に密着した運営が行われており、これからも必要な支援を行います。

施設利用者等の社会参加及び地域生活へ移行した退所者に必要な支援の整備について、美深高等養護学校など関係機関とも協議しながら進めます。

オ 障がい者参加の拡大

障がい者が地域で自立した生活を送るためには、支援体制も必要ですが、当事者の主体的な活動がもっとも重要な要素になります。

社会参加の促進に向けて、必要な条件整備や支援を行います。

①障がい者の意見の反映

『障がい者（児）に配慮したまちづくりは、こどもや高齢者、障がいのない方々にも快適なまちづくり』であるとの認識のもと、まちづくりや施策の実行にあたっては、障がい者の要望・意見等を把握・尊重するよう努めます。

②障がい者の主体的な活動奨励

障がい者（児）自身の自立や社会参加への意欲を高めるため、自主的な活動を支援するとともに、主体的活動の促進を図ります。

③社会参加促進に向けた必要な支援

障がい者（児）の社会参加や余暇活動の充実のためには、公共交通機関の確保や外出先での身体の不調や困りごとの際に、必要な支援を受けられるよう条件整備を行う必要があります。

ボランティア活動など住民の協力を期待するとともに、地域生活支援事業等の活用による条件整備に努めます。

(2) 地域での支援体制の充実

ア 障がい福祉計画の主な目標等

障がい者自立支援のための基本目標

美深町は、障害者総合支援法による「障害福祉計画」の基本目標として、「希望するすべての障がい者（児）が、安心して地域で暮らせるまちづくり」を目指します。

障がい者自らの決定を尊重し、地域で必要なサービスを利用しながら安心して暮らせるよう、相談支援体制や福祉サービスの充実を図ります。

また、障がい者のニーズに対応した福祉サービスの提供を行い、本人が希望する暮らしを実現し、地域で活動できるまちづくりを目指します。

さらに本町においては、町内外に居住する本町の出身者への支援はもとより、他市町村から転入し障がい者施設に入所している方や、美深高等養護学校に在籍している生徒が、本町での生活を希望する場合の生活基盤、福祉サービス基盤についても考慮する必要があります。

上記基本目標の実現のための基本方針として、次の11点を推進します。

①入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援

地域生活拠点等の機能の充実を推進し、地域生活を希望する障がい者が地域での暮らしを継続できる環境を確保します。

②精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がい者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障がいに対応した地域包括ケアシステムの構築をより一層推進します。また、ギャンブル等依存症について、自治体や関係者等の地域の包括的な連携協力体制の構築や、依存症への理解促進等に取り組みます。

③福祉施設から一般就労への移行等

一般就労への移行や賃金向上への取り組みを一層推進し、就労定着支援等サービスの利用促進を図り、障害者が安心して働き続けられる環境整備を進めます。

④障がい児のサービス提供体制の計画的な構築

児童発達支援センターや障がい児入所施設の今後果たすべき役割や、18歳以降の支援のあり方について、関係機関が参画して協議を行う体制を構築しま

す。また、重症心身障がい児・医療的ケア児及び難聴障がい児の支援体制について実態把握やニーズ把握に努めます。

⑤ 発達障がい者等支援の一層の充実

発達障がい者等に対して適切な対応を行うため、ペアレントプログラムやペアレントトレーニングなどの発達障がい者等の家族に対する支援体制の充実を図ります。

また、発達障がいを早期かつ正確に診断し、適切な発達支援を行う必要があることから、発達障がいの診断等を専門的に行う医療機関との連携体制を構築します。

⑥ 地域における相談支援体制の充実強化

施設入所者の意向を把握し、関係者との連携を図り、退所を希望される方々の地域生活への移行促進を図るほか、道と市町村の役割分担による相談支援体制の整備や、障がいのある人が生きがいを持って生活できるよう社会参加の促進に努めます。

また、ライフサイクルを通じた一貫した支援ができるよう関係機関等の連携による取り組みや、在宅で生活する障がいのある人が高齢等になった後でも、地域での生活が継続できる体制整備を促進します。

また、障がいのある人が適切な意思決定支援のもとで自らの決定に基づき、身近な地域で日常生活または社会生活を営むことのできる体制を整備し、在宅サービスの充実、地域生活への移行を推進します。

さらに、障害福祉サービス事業者等において適切で良質なサービスが提供されるよう、指定の際に厳正な審査を実施し、指定後も利用者の人権擁護や虐待防止、意思決定支援のための体制整備等、適正な事業運営の指導に努めます。

⑦ 障がい者等に対する虐待の防止

障害者等に対する虐待の防止及びその早期発見のために関係機関と連絡調整を行うことその他障害者等の権利の擁護のために必要な援助を行うため、障害者の相談窓口を設置し、住民に周知促進します。

また、関係機関と連携し、虐待の予防、発見、対応の各段階において包括的で質の高い支援を行います。

⑧ 「地域共生社会」の実現に向けた取り組み

「相談支援」「参加支援（社会とのつながりや参加の支援）」「地域やコミュニティにおけるケア・支え合う関係性の育成支援」を一体的に実施する包括的な支

援体制を構築します。

また、地域共生社会の実現に向け「農福連携ビジョン」を踏まえた農福連携の更なる推進とともに、多様なニーズに対応した就労支援に取り組みみます。

⑨障がい者福祉サービスの質の確保

多様となっている障がい福祉サービスを円滑に実施し、より適切に提供できるよう、サービス事業者や自治体における研修体制の充実や適正なサービス提供が行えているかを把握するなどの情報収集・実態検証を図ります。

⑩障がい福祉人材の確保、定着

サービスの提供に直接必要な障がい福祉・医療を支える人材の確保・定着に努めるとともに、サービスの利用相談や計画策定を担う相談支援専門員やサービス管理責任者等の養成を行い、適切で良質なサービスが提供されるよう、研修などを通じ相談支援及び障害福祉サービス等の質の向上を図ります。

⑪障がい者による情報の取得利用・意思疎通の推進

令和4年5月25日に施行された「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」に基づき、全ての障害者が、あらゆる分野の活動に参加するために、障害者による情報の取得利用や意思疎通に係る施策を総合的に推進します。

イ 令和8年度までの主要目標

国や北海道が定める障害福祉計画作成指針や地域の実情に基づいて、以下の主要目標の実現を目指します。

①福祉施設の入所者の地域生活への移行

項目	数値	備考
令和4年度末の施設入所者数	12人	令和4年度末の施設入所者数
目標年度の地域生活移行者数	1人 (8.4%)	令和4年度末の施設入所者のうち 令和8年度末までに地域生活に移行する者
目標年度の施設入所者数	11人 (91.6%)	令和8年度末の施設入所者数 (令和4年度末からの施設入所者の減少割合)

これまでの障がい福祉サービスの提供については、福祉施設入所に偏った傾向があったと思われます。本町においては2つあった入所施設のうち、1つが廃止されグループホームなどへ移行されました。

今後も障がい者本人の希望を尊重した地域での生活が続けられるよう、施設

や相談支援事業所等の関係者と連携を深め、引き続き、地域生活へ移行することを目標とします。

②入院中の精神障がい者の地域生活への移行

長期入院精神障がい者の地域移行を進めるにあたっては、精神科病院や地域援助事業者の努力だけでは限界があり、精神保健・医療・福祉の一体的な取り組みの推進に加えて、地域住民の協力を得ながら差別や偏見のない、あらゆる人が共生できる社会を構築していく必要があります。

このため、精神障がい者が地域の一員として安心して自分らしく暮らせるよう、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指します。

また、精神科医療機関に1年以上入院している本町の患者について、令和8年度末までに退院後1年以内の地域における平均生活日数を316日以上と想定し、円滑に地域生活への移行ができるよう受入体制の整備を図ります。

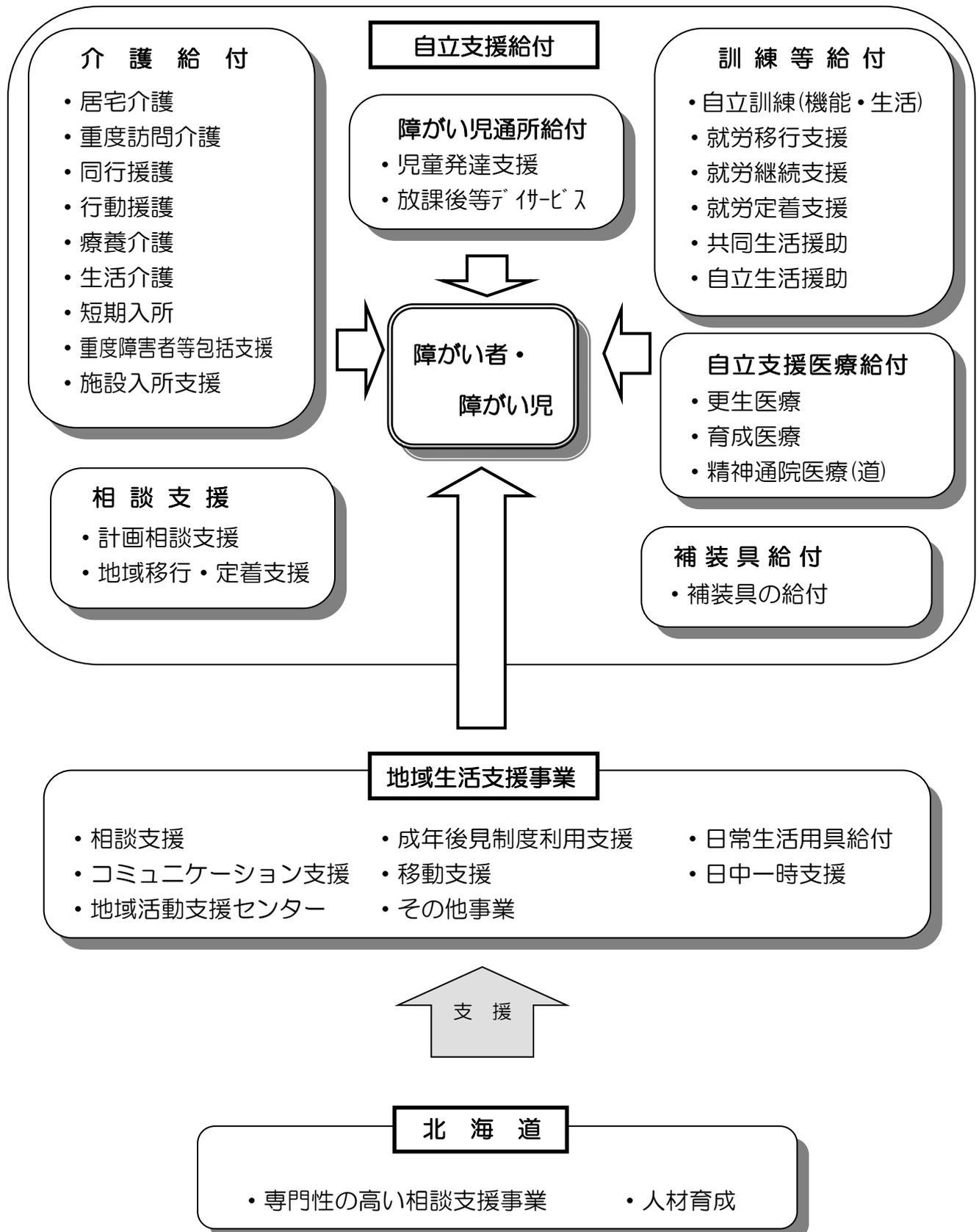
③福祉施設から一般就労への移行

障がい者福祉施設はこれまでも「社会的自立」や「就労」に向けた生活能力や作業能力の訓練に向けた場であるとされ、施設における作業への参加、福祉的就労の場の確保は、施設関係者や地域の関係機関の努力により進められてきたものの、一般就労への移行については、近年の不況や過疎化といった課題などからあまり進んでいる状況にはありません。

現在、就労継続支援サービス利用者は26人（令和4年度末時点）おりますが、令和8年度までの一般就労移行者の目標を1人とし、関係機関との連携と地域の理解を得ながら「意欲と能力に応じて仕事に就けるまちづくり」と、就労定着支援等の障がい福祉サービス利用を促進し、障がい者の職場定着を目指します。

ウ 基本目標達成に向けたサービス体系

障害者総合支援法に基づく「障がい福祉サービス（自立支援給付）」（介護給付・訓練等給付・相談支援・自立支援医療給付・補装具給付・障がい児通所給付）と、「地域生活支援事業」の整備により基本目標の達成に努めます。



①障がい福祉サービス

<介護給付>

居宅介護事業（ホームヘルプ）をはじめ、日常生活の介護などを行うサービスです。利用するためには、認定調査（1次判定）および審査会での審査（2次判定）を実施します。

（障害支援区分認定の適切な実施）

障害者総合支援法において、介護給付事業の給付決定の適正化・透明化を図るため、「障害支援区分」の認定が制度化されています。

本町においては、近隣5市町村と名寄地区障害支援区分認定審査会を共同で設置し、認定審査を行います。

また、認定事務の根幹でもある認定調査については、調査員の研修等の充実や業務委託などを行い、障害支援区分の適切な認定を実施します。

【訪問系サービス】

（a）居宅介護（ホームヘルプ）

居宅における入浴、排せつ、食事の介助など、生活面の介助を行います。

（b）重度訪問介護

重度の肢体不自由者で、常時介護を要する方に、入浴、排せつ、食事の介助や外出時の移動支援等を行います。

（c）同行援護

視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する障がい者に、外出時の移動支援、介護などを行います。

（d）行動援護

知的または精神の障がいのため、行動上著しい困難があり、常時介護を要する障がい者に、介助や外出時の移動支援などを行います。

【日中活動系サービス】

（a）療養介護

病院等への入院による医療的ケアに加え、常時介護を要する障がい者に、機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理下での介護や日常生活上の援助などを行います。

（b）生活介護

常時介護を要する障がい者に、日中、入浴、排せつ、食事の介護、創作活動や生産活動の機会の提供などを行います。

（c）短期入所（ショートステイ）

自宅で介護する家族が病気の場合などに、短期間支援事業所に入所してもら

い、入浴、排せつ、食事の介護などを行います。

(d) 重度障害者等包括支援

意思の疎通が著しく困難で、常時介護を要する障がい者に、障がい福祉サービスを包括的に提供します。

【居住系サービス】

(a) 施設入所支援

主に夜間において、施設に入所する障がい者の、入浴、排せつや食事の介護などを行います。

<訓練等給付>

社会参加や就労等の地域生活の実現に向けた訓練を行うサービスです。

【日中活動系サービス】

(a) 自立訓練（生活・機能訓練）

自立した日常生活や社会生活を営むうえで必要な身体機能や生活能力向上のための訓練を行います。

(b) 就労移行支援

一般就労を希望する障がい者に、就労に必要な知識・能力向上のための訓練を行います。

(c) 就労継続支援 A 型（雇成型）

一般企業で雇用が困難な障がい者に、雇用契約に基づき、就労機会の提供や就労に必要な知識・能力の向上のための訓練・支援を行います。

(d) 就労継続支援 B 型（非雇成型）

一般企業で雇用が困難な障がい者や一定年齢に達している障がい者に、就労機会の提供や知識・能力向上のための訓練・支援を行います。

(e) 就労定着支援

就労後も長く働き続けられるよう、就業面や生活面での課題を把握し、解決に向けて支援を行います。

【居住系サービス】

(a) 共同生活援助（グループホーム）

障がい者が共同で生活する住居において、相談やその他の日常生活上必要な援助を行います。入浴や排せつ、食事等の介護が必要な方は障害支援区分の認定が必要になります。

日中、一般就労や障がい福祉サービスを利用している方に夜間居住の場を提供し、帰宅後に生活能力等の維持・向上のための支援を行います。

(b) 自立生活援助

一人暮らしに必要な理解力・生活力等を補うため、定期的な居宅訪問や随時の対応により日常生活における課題を把握し、必要な支援を行います。

<障がい児通所給付>

(a) 児童発達支援

未就学の障がい児に対し、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練などの必要な支援を行います。

(b) 放課後等デイサービス

学校就学中の障がい児に対し、放課後に生活能力向上のための訓練や、社会との交流促進などの必要な支援を行います。

<相談支援>

(a) 計画相談支援

障がい福祉サービスの利用を希望する障がい者（児）に最も適切なサービスの種類や量を検討し、個々の状況にあった利用計画を作成します。

(b) 地域移行・定着支援

施設入所者や長期入院患者等が、地域での生活に移行するために必要な支援や緊急連絡体制の確保などを行います。

<補装具支給事業>

障がい者（児）が、障がいの状態により補装具の購入や修理が必要と認められる場合に、その要した費用の支給を行います。

②地域生活支援事業

<相談支援事業>

地域で暮らす障がい者の生活において、相談支援の役割は大変重要になります。町内事業者及び名寄市内事業者の2事業者（社会福祉法人）への委託により実施します。また、事業の実施にあたっては、社会福祉士や精神保健福祉士等の専門職員の配置により対応します。

<コミュニケーション支援事業>

北海道ろうあ連盟への委託により、必要時に対応できる体制を整備します。

<日常生活用具給付事業>

介護や訓練、自立生活支援などに必要な各種用具の給付を実施します。

<移動支援事業>

社会参加や余暇活動など、必要な外出・移動について支援を行うため、居宅介護事業所等へ委託し事業を実施します。

<地域活動支援センター事業>

通所による作業・社会参加と、交流活動の場の提供等を図るため、名寄市内の事業所へ委託し事業を実施します。

<日中一時支援事業>

日中活動の場を提供し、家族の介護が困難な場合などにおける一時的な支援を行うため、名寄市内の事業所・箇所へ委託し事業を実施します。

<成年後見制度利用支援事業>

制度のPRを行うとともに、成年後見制度の利用が必要な障がい者のうち、支援がなければ利用が困難な方に対して、利用の支援や費用の助成を行います。

エ 主なサービスの見込量

①障がい福祉サービスの見込量

区分	サービス体系	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
訪問系	居宅介護	時間	20	20	20
	重度訪問介護		0	0	0
	同行援護		0	0	0
	行動援護		0	0	0
日中活動系	生活介護	日/月	700	700	700
	自立訓練（機能訓練）		0	0	0
	自立訓練（生活訓練）		35	35	35
	就労移行支援		10	10	10
	就労継続支援（A型）		10	10	10
	就労継続支援（B型）		700	700	700
	就労定着支援	人	0	0	0
	療養介護	人	3	3	3
	短期入所	日/月	40	40	40
	重度障害者等包括支援	時間	0	0	0
	児童発達支援	人	5	5	5
	放課後等デイサービス		5	5	5

第3章 目標と具体的方針

居住系	共同生活援助(グループホーム)	人	40	40	40
	自立生活援助		1	1	1
	宿泊型自立訓練		5	5	5
	施設入所支援		11	11	11
相談	計画相談支援	人/月	25	25	25
	地域移行支援		1	1	1
	地域定着支援		1	1	1

『時間』…ひとりあたりの月平均利用時間数(月利用時間÷利用者数)、『人/月』…月平均利用者数

『日/月』…月平均利用日数(利用者数×平均利用日数)、『人』…各年度末における利用者数

②地域生活支援事業の見込量

事業名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
相談支援事業	箇所	3	3	3
コミュニケーション支援事業	人	1	1	1
日常生活用具給付事業	件	185	185	185
介護・訓練支援用具		1	1	1
自立生活支援用具		1	1	1
在宅療養等支援用具		1	1	1
情報・意思疎通支援用具		1	1	1
排泄管理支援用具		180	180	180
居室生活動作補助用具(住宅改修費)		1	1	1
移動支援事業	人	1	1	1
	時間	10	10	10
地域活動支援センター	箇所	2	2	2
	人	10	10	10
日中一時支援事業	人	1	1	1
成年後見制度利用支援事業	人	2	2	2

オ 地域における相談体制の充実

①障がい者自立支援のための相談支援体制の強化・重要性

これまで、障がい者や家族からの各種相談は町や相談支援事業所が窓口となり、個々の相談や福祉サービスの手続き等について対応してきましたが、令和2年4月から地域における相談支援の中核的な役割を担う「名寄市基幹相談支援センター」を上川北部近隣5市町村(名寄市、美深町、下川町、音威子府村、中川町)

共同で設置しました。在宅で生活する障がい者の高齢化や重度化、身寄りのない障がい者の支援などを行う「地域生活支援拠点」については、平成30年度に上川北部近隣5市町村にて既に整備されており、今後も地域で暮らす障がい者（児）が安心した生活を送れるように各自治体、関係機関が連携し相談支援体制の更なる強化に向け取り組みます。

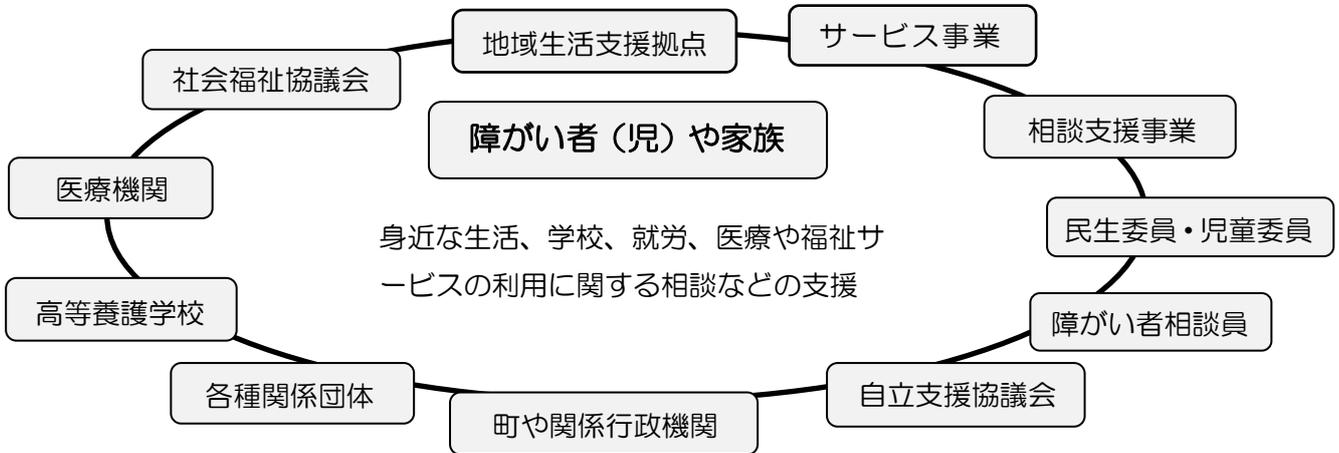
また、地域において個々の障がいや生活状況に応じて、適切な対応をするための相談支援は、高い専門性が要求されるほか、障がい者（児）の地域生活への移行が進むことによる量的な充足、高齢化による介護保険制度との連携、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築も求められています。

②相談支援事業者による計画相談支援

障害者総合支援法では、共同生活援助（グループホーム）の相談機能、施設入所者や長期入院患者の地域生活への移行に向けた支援を行う地域移行・地域定着が制度化されました。

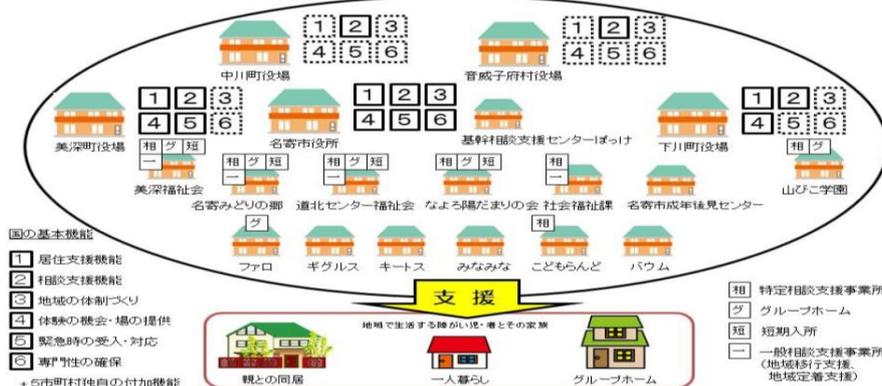
また、平成24年度からサービス等利用計画の作成対象が、障がい福祉サービス利用者全員に拡大されたことにより、個々の状況に応じたサービスの利用が図られてきました。

<地域生活を支援する相談支援体制>



5市町村の地域生活支援拠点の整備のイメージ

各市町村と福祉施設・関係機関と協働しながら、拠点に求められる機能や各機関の役割について明確にし、各資源を有機的に結び付けながら、効率的・効果的な地域生活支援体制の整備を図る



③地域生活支援事業による相談支援事業

地域生活支援事業による相談支援事業は、居住に関する相談支援をはじめ、地域で暮らす方の相談に対応する事業として制度化されています。

本町においては、地域生活支援事業の重要施策として、障がい者（児）の支援経験を有する社会福祉士や、精神保健福祉士を配置した町内事業所と名寄市内事業所に委託して実施します。

④介護保険制度の利用相談体制等

高齢化による介護保険制度の適用を受ける要介護状態等の障がい者には、介護保険サービスの円滑な利用が進められるよう、地域包括支援センターをはじめ、関係事業所等との連携に努めます。

⑤町窓口における相談体制

民間の専門性を活用した相談支援体制の整備を図るほか、町の保健福祉課においても、必要な社会資源等が円滑かつ総合的に情報提供できる体制づくりを進めるとともに、個々の相談に応じ、障がいを理由とする差別解消の普及、啓発に努めます。

また、「美深町障がい者自立支援協議会」を通じて、地域での自立生活を支えるために必要な方策の検討や、施策のあり方などを町内の関係機関が連携して、地域の障がい者に対する支援について適切な対応ができるよう努めます。

⑥専門的・広域的な相談判定機関等との連携

北海道の広域相談支援を行う「上川圏域障がい者総合相談支援センターねっ」との連携を進めるとともに、北海道心身障害者総合相談所、旭川児童相談所、名寄保健所等の専門的・広域的な相談機関との連携を強化し、障がい者（児）の抱える課題に適切に対処できるよう今後も努めます。

⑦民生委員児童委員、障がい者相談員

地域の身近な助言・援助者である民生委員・児童委員(町福祉委員)、障がい者相談員について、今後も周知を図ります。

⑧権利擁護・虐待予防の推進

判断能力が十分でない障がい者の成年後見制度の利用や、障害者虐待防止法への対応など権利擁護事業について、今後も引き続き推進に努めます。

カ サービス提供基盤の整備

障がい者の地域生活支援・自立支援のためには、自立支援給付や地域生活支援事業など各種サービスの円滑な提供が必要になりますが、これらのサービス提供には基盤となる実施事業所や施設、従事する職員などの整備が必要となります。

本町では、障がい福祉サービス実施事業所において、地域移行に向けた取り組みが進んでいますが、今後も、生活基盤及び支援のためのサービス基盤整備について検討し、関係機関との連携のもと推進していきます。

また、町内外に居住する本町の出身者への支援はもとより、他市町村から障がい者支援施設に入所している方や高等養護学校に在籍している生徒が、本町での地域生活を希望する場合の生活基盤及び支援のためのサービス基盤を考慮し、制度の縦割りを超えて柔軟にサービスを確保するよう、各関連分野が共通の理解に基づき協働する、包括的かつ総合的な支援体制の構築に向けた取り組みに努めます。

①自立支援サービスや地域生活、日中活動に必要な施設等基盤の整備

- (a) 障がい者支援施設等から地域に移行して生活を送る方々の生活及びサービス支援の基盤となるグループホームや配食サービス、外出支援について、その需要を見極めながら、関係法人等に対する支援を行うなど、基盤整備に努め、必要な事業について検討します。
- (b) 既存の社会資源を有効に活用し、日中活動サービスの充実や日中活動の場の確保のための基盤整備を検討します。
- (c) 地域活動支援センターをはじめとする通所施設、自立訓練や就労継続支援等の活動の場の整備について、必要に応じ検討します。

②障がい福祉サービス等に従事する人材の確保及びサービスの質の向上等

障がい者（児）の地域生活を支援するうえで、障がい福祉サービス等の従事者の養成・確保が重要になります。

民間事業者の相談支援専門員（ケアマネジメント研修修了者）や居宅介護等サービス従事者、障害支援区分認定調査員等の養成・確保やサービスの質の向上等を図るため、必要な情報の提供等に努めます。

また、行政においても、障がい者（児）や関係者に対する支援や適切な相談対応、行政事務に対応する必要があり、関係職員の資質の向上に努めます。

キ 保健・医療サービスの充実

障がいの原因となる疾病等の予防・治療の推進や適切な保健・医療サービスの提供とともに、妊産婦や新生児に関する相談指導、健康診査などの母子保健活動、生活習慣病や精神疾患の予防活動に努めます。

また、医療的ケアが必要なこどもの支援に向けた保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関の協議の場について検討を進めるとともに、医療機関との連携を図り、地域での在宅療養生活、リハビリテーション等の医療サービスの推進が図られるよう努めます。

ク 地域の支援者育成やインフォーマルサービスによる「地域共生社会」の実現

障がい者（児）の地域生活への移行が進む中で、行政等による障がい福祉サービスなどの整備だけでは充足されない課題やニーズが生じることも予想されることから、地域住民によるふれあいや交流といった支え合いが必要となります。

地域住民が「我が事・丸ごと」として、障がい者（児）と共に生きる「地域共生社会」の実現を目指し、地域住民や各団体等の理解や協力について関係機関と連携し、重層的な支援の必要性について検討を進めます。

ケ 障がいの状態に配慮したサービスの提供

障がいの種類や程度など、その状況に配慮した適切なサービスが提供されるよう、対応職員の研修の充実などに努めます。

【身体障がい者】

特に視覚、聴覚、音声・言語機能障がい者に対しては、情報提供体制の充実やコミュニケーション手段の確保に努めます。

肢体不自由、体幹障がい者は、移動や日常生活において介助を必要とする頻度が高くなります。訪問系サービス（ホームヘルプサービス）や介護保険サービス、移送手段の確保が図られるようサービスの整備に努めます。

内部障がい者は、心臓、腎臓、呼吸器、直腸、膀胱など、比較的日常生活に介助の必要な場面が少ない反面、生活に制限を加えられることが多く、必要とするサービスも特殊なものであると言えます。

補装具、日常生活用具や更生医療など負担軽減のための施策を進めるとともに、通院交通費の助成などの支援の充実にも努めます。

【知的障がい者】

施設に入所している知的障がい者の地域移行が進む一方、依然として知的障がい者への理解不足などがあると思われます。地域住民に正しい理解をしていただくための啓発・普及活動を行い、本人の希望に応じた地域移行の推進、生活支援や就労の促進を目指します。

また、権利擁護・住居・家事・就労・日中活動・余暇活動など、多様な相談に対応できる体制やサービスの整備、地域生活の条件整備に努めます。

【精神障がい者】

精神障がい者の多くは、継続的な医療を必要とし、相談指導においても一定の専門性が要求されることから、相談支援事業者、保健所や医療機関をはじめとする専門機関との連携を積極的に図り、地域での生活や療養を支援します。

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築により、障がい者の地域

生活への移行に対し継続的な支援を実施できるよう、体制整備に努めます。

また、社会復帰・社会参加推進のため、地域活動支援センターや保健所等の行う各種事業の活用を図ります。

- ・うつ病や自殺予防に関する知識の普及。
- ・地域精神科医療の確保に向けての必要な取り組み。
- ・保健所や医療機関等との連携や自立支援医療(通院医療の公費負担)の周知。

【発達障がい者】

発達障害者支援法による発達障がい者（児）及びその家族に対する支援の一層の充実に努めます。

- ・発達障がい者支援センター等の専門機関との連携。
- ・特別支援連携協議会をはじめ関係機関との連携や、発達障がい者への支援のあり方の検討、地域の実情に応じた支援体制の整備。

(3) 地域生活の基盤確保

ア 住居の確保、公共施設の環境整備等

①住居の確保と環境整備

地域での生活基盤や、サービス提供基盤として必要な住居の確保と環境整備に努めます。

個々の実情に応じた住環境を整備するため、また、住み慣れた住居で生活を続けられるよう、日常生活用具給付事業や介護保険制度による住宅改修費助成制度の周知・活用に努めます。

②公共施設の環境整備等

障がい者、高齢者の公共施設利用に配慮し、階段等の移動経路やトイレ等をはじめとする施設・設備の改善（バリアフリー化等）に努めます。

イ 移動・交通手段の確保

①公共交通機関等の整備促進

障がい者が利用しやすい環境整備が行われるように公共交通機関に協力を求めます。

誰もが安心して快適に生活できる福祉のまちを目指し、福祉環境の整備促進に努めます。

②重度障がい者等に配慮した移送手段の確保

重度障がい者は公共交通機関を利用するうえで制約が多いことから、ハイヤーチケットを交付し支援するとともに、地域生活支援事業の移動支援事業実施、要介護者等移送サービスや外出支援サービスの継続に努めます。

③各運賃割引制度の活用

障がい者への JR、航空機、バス等の運賃割引制度や有料道路割引制度について、周知に努めます。

④冬期除雪対策の充実

除雪サービス事業等により、半年に及ぶ冬期間の生活を快適に安心して生活できる環境整備を推進します。また、車いす等、障がい者補装具を利用されている方などへの支援策として、幹線的な歩行道の除雪推進について要請します。

ウ 情報の確保

①情報提供の充実

障がい福祉等に関する制度、各サービスの内容や事業者情報、福祉環境の整備状況など、障がい者に必要な情報について総合的に収集・整理し、提供できる体制づくりに努めます。

また、町ホームページや防災情報端末機を活用し、迅速な情報提供を図るとともに、当事者にも分かりやすい情報の発信に努め、視覚・聴覚障がい者などに配慮した情報伝達・提供に努めます。

エ 生涯学習の振興

①生涯学習機会等の確保

生涯学習拠点施設の「文化会館COMI00」を中心に、障がい者（児）にも配慮した学習活動や芸術文化鑑賞の機会の確保に努めます。

②文化、体育活動への参加支援

町民憲章を基本理念とし、生涯学習機会が推進されるよう努めます。

また、障がい者（児）のスポーツやレクリエーションの推進、スポーツ大会の情報提供・参加支援等、障がい者（児）が健康な生活を送れるよう支援体制づくりを推進します。

オ 福祉用具の普及促進

①情報提供、相談体制の充実

福祉用具は、その目的に応じて多種多様な物があり、補装具・日常生活用具など給付制度が複雑であるため、障がい者（児）が適切に福祉用具を利用できるよう情報提供、相談体制の充実に努めます。

カ 所得保障・経済的支援

①年金、各種手当・給付制度等の周知

各種年金制度や各種手当制度、自立支援医療、重度心身障害者医療費等の医療給付事業について、周知を図ります。

キ 防犯・防災施策の推進

①防犯施策の推進

障がい者（児）においては、犯罪等の被害に遭う危険性が高く、また、不安感が強い場合もあります。

安心して地域生活を送るために、関係機関との連携・協議のもと、相談体制の充実や防犯に関する啓発、緊急時に備える体制づくり等を推進します。

②防災施策の推進

自然災害や火災の際に、美深町防災計画等に基づき、避難方法、避難先での対応、避難生活をおくる上での支援を行うとともに、地域と連携して災害弱者である障がい者（児）を救出・救護することや、事前に避難できる体制の構築を目指します。

(4) ライフサイクルにおける個人支援体制の充実

今後ますます高齢化が進むことが本町においても予想されるため、児童、障がい者、高齢者の福祉サービスについて、相互に又は一体的に利用しやすくすることで、本人の状況が変わってもサービスの切れ目が無く対応できる支援体制の充実に努めます。

ア 乳幼児期の支援対策

①早期発見施策の充実

子どもの障がいリスクは妊娠期から予防することができるため、妊娠期を含めた乳幼児期の母子保健事業による各種健康診査事業、相談・指導体制を充実させ、発達障がい等の早期発見に努めます。

また、乳幼児期からの早期療育支援に向けた保健、医療、教育機関との連携強化に努めます。

②早期療育施策の充実

児童の発達に応じ、適切な医療・療育、保育、幼児教育等が提供され、継続した療育支援が受けられるよう体制整備に努めます。

近隣市町村との連携による名寄地域子ども発達支援推進連絡協議会への参加や、母子通園療育指導訓練事業をはじめ、美深町特別支援連携協議会、こども発達支援センター、北海道立旭川肢体不自由児総合療育センター等の専門的・広域的支援機関との連携を図ります。

③家族への支援

乳幼児期の多様な相談に対応できる体制整備に努め、障がい福祉サービス等による家族への支援を充実し、障がい児が地域で生活しやすい環境の整備に努めます。

イ 学齢期の支援対策

①障がいに配慮した教育の充実

教育内容や指導方法の充実を図るとともに、関係者及び保護者との意思疎通を強化し、適切な指導を推進します。就学指導・教育相談についても、今後も関係機関との連携により実施します。

また、学校などの施設整備については、障がい者（児）への配慮に努めます。

美深町特別支援連携協議会などの関係機関と連携・協力しながら、教育的支援を必要とする児童・生徒に対し適切な対応を行います。

②交流教育等の推進

小・中学校における障がいのある児童・生徒の活動については、個々の実態を十分に把握し、能力を発揮して学習できるよう、可能な限り普通学級での授業や活動を考慮し、さらに全校的な活動についても、他の児童・生徒と同じ立場で活動できるよう努めます。

また、「美深町手をつなぐ親の会」と連携し、今後も障がい児の社会性を養うとともに、ノーマライゼーションの息づく地域社会を実現するための交流教育等を推進します。

③就学、地域生活の支援

学校、保護者及び関係機関との連携を図りながら、必要な指導・訓練、医療の確保に努め、適切な療育や心身の発達を支援します。

養護学校等在学中から自立に向けた支援を充実させるため、教育機関との連携を図り、個別支援計画への参加・協力を進めます。

また、障がい福祉サービス等の提供による養育上の負担軽減など、家族への支援に努めます。

さらに卒業後の進路について、学校や児童相談所、ハローワーク等と連携し、相談指導を充実するとともに、事業所等による職場実習の促進を図ります。

ウ 青・壮年期の支援対策

①自立した生活の支援

障がい者の多様なニーズに対応するため、相談支援の充実に努め、日中活動サービスの提供、施設における訓練等の提供を行います。

また、居宅介護（ホームヘルプサービス）、短期入所（ショートステイ）な

どの充実とともに、グループホーム等の整備について、利用希望者のニーズを把握し、関係団体と協議します。

さらに、福祉用具の給付など障がい者の自立を支えるサービスの充実を図り、地域生活支援を推進します。

②就労の促進

就労移行支援や就労継続支援などの障がい福祉サービスの給付を行い、地域における理解の向上やハローワーク、なよろ地方職親会などの関係機関との連携体制の構築を進め、障がい者の就労促進、職場定着を目指します。

また、一般企業等への就労が困難な障がい者については、福祉的就労の場や、今後検討が予想される農業分野と福祉分野の「農福連携」などにより、就労による自立の促進を目指します。

③社会参加の機会拡大

障がい者の社会参加や生きがいづくりを促進するために、ノーマライゼーション理念の啓発・普及に努め、社会生活に参加できる基盤づくりを推進します。

地域での余暇活動の充実や健康増進、交流の促進という視点から、スポーツ・レクリエーションの普及に努めます。

また、能力や人間性を発揮できるよう学習を奨励し、教育等の向上や生涯学習につなげていくため、障がい者の自発的文化活動の取り組みの支援を推進します。

エ 高齢期の支援対策

高齢期においては、必要に応じた介護保険制度や介護予防・生活支援サービスの活用のほか、個々の状況に応じた障がい福祉サービスの提供などにより、自立生活の支援を図ります。